



Title	今熊野猿楽の実現 : 義満台覧の背景をめぐって
Author(s)	天野, 文雄
Citation	待兼山論叢. 美学篇. 1988, 22, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48149
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

今熊野猿楽の実現

—義満台覧の背景をめぐって—

天野文雄

はじめに

觀阿、今熊野の能の時、申楽と云事をば、將軍家麗苑院御覽初めらるゝ也。世子十二の年也。(『申楽談儀』第21段)

世阿弥十二歳の折の忘れがたい出来事として、『申楽談儀』に二度にわたって言及されている、いわゆる今熊野猿楽は、將軍義満の台覧によつて猿楽の地位を一挙に上昇させ、以後の長きにわたる武家の能楽愛好(あるいは保護)の契機となつたもので、ひとり世阿弥のみならず能の歴史にとっての記念すべき出来事であった。この背景には能という猿楽芸の充実があつたことはもちろんだが、この他にも今熊野猿楽の意義は多く、一座の最長老たる長^{おさ}の担当であった翁(式三番)のシテを一座のスター役者たる大夫(この場合は觀阿弥)が演ずる新例を開き、神事を基準にしていた猿楽座の機能を新時代に対応させたことなどが指摘されている。ところが、これだけの意義を持つ催しでありながら、今熊野猿楽にはその事実関係に不明の点がきわめて多いのである。すなわち、その期日は世阿

弥の生年との絡みで応安七年（一三四四）か翌永和元年かで揺れており（もとより月日は不明）、その場所をめぐつては今熊野の新日吉社、新熊野社、あるいは今熊野の空地といった諸説があり、また、神事猿楽なのか勧進猿楽なのかといふ催しの性格、あるいは義満台覧の背景なども解明されていないのである。これはひとえに、今熊野猿楽催行についての記録が当時の史料にまったく見えず、それを伝えるのが『申楽談儀』だけという事情によるのであり、この問題についてまとまつた論考が出現していないのもそのためと思われる。右の諸事項の解明は究極的には直接的な史料の出現をまつしかないとも言えるのであるが、こうした状況にあって、その場を新熊野社の六月会かとした近年の表章氏の指摘は、簡略なものながら、注目すべき内容を持つている。すなわち、幕府の有力武将たる佐々木（六角）氏頼と佐々木高氏（京極道誉）が今熊野猿楽のおよそ二十年前の文和四年（一三二四）に新熊野社六月会において猿楽を見物したことを探る『賢俊僧正日記』の記事（後掲）をもとに、このような猿楽好きの武将を介して後年の義満台覧が実現したのであらう、との指摘である（「觀阿弥清次と結崎座」『文学』昭和58年7月、「觀阿弥伝再検」『觀世』昭和58年12月）。この『賢俊僧正日記』の記事は早くから知られていたが、『能楽源流考』ではこれを新日吉社（今熊野に鎮座）の小五月会と誤解し、それが同書の今熊野猿楽＝新日吉社小五月会の猿楽という結論を導いていた。表氏の指摘はこれを新熊野社六月会の折の記事と解釈しなおした結果の新説なのである。この時、猿楽見物に来臨していた京極道誉は周知のように藤若時代の世阿弥と交流のあったバサラ大名であり、右はかなり有力な推定と言つてよいだらう（ただし、道誉・氏頼とも今熊野猿楽以前に没）。ところで、新熊野社六月会が今熊野猿楽の場であると認定するためにはなお多くの他の徵証が必要だが、とりわけ義満と新熊野社との関わりは不可欠の側面であろう。そこで、義満台覧の可能性という観点から、南北期～室町初期の新熊野社を調査してみたところ、同社は朝廷や將軍家とぎわめ

て関わりの深い神社であること、今熊野猿楽の前後に同社の別当だった覚王院宋縁なる僧が義満の信任すこぶる厚い人物であったこと、および、六月会が新熊野社の主要神事であり、右の宋縁との縁からも今熊野猿楽当時には義満が同会に参向する条件が整っており、わずかだが、それを推測せしめる徵証も認められること、等が判明した。以下ではこうした事實を報告し、もって同社六月会が義満台覧の今熊野猿楽の場である蓋然性の支証としたい。それは当時の觀・世父子をめぐる状況の一斑を提示することにもなるであろう。

一、南北朝～室町初期の新熊野社

朝廷・將軍家・醍醐寺との関係――

京都東山に鎮座する新熊野社は永暦元年(一二〇〇)の創建、熱烈な熊野信仰の持主だった後白河院が、御所法住寺殿の近くに熊野十二所権現(三所権現・四所明神・五所王子)を勧請したことによる。創建に際し、仏聖燈油料として院から諸国二十八ヶ所におよぶ広大な荘園が寄進され、以後、後白河・後鳥羽両院の崇敬が続いた。後白河の新熊野社への參籠は百余度、後鳥羽院は百五十余度に及んだといふ。平安中期以来の熊野信仰の高まりは園城寺の門跡や院家の僧の就任による熊野三山検校職を創設させていた(初代は増誉)が、新熊野社の検校は創建以来この熊野三山検校の兼務するところで、これは明治の神仏分離まで変らなかつたようである。熊野三山検校職は熊野三山における祭祀の最高責任者であり、園城寺長吏が兼務することもある要職で、南北朝期以降は聖護院門跡がこれに補任される慣習となり、同門跡を中心とする修驗道本山派が形成された。京都にはやはり後白河院の勧請による熊野若王子社(右京区)や熊野神社(同)があつて、いずれも聖護院の支配下にあつたが、京都における本山派修驗の中心的位置を占めていたのが新熊野社なのである。『康富記』宝徳元年(一二八九)七月十九日条には、細川兵部少輔の被官が山

伏を殺害したため、都鄙の山伏が新熊野に結集し、神輿を振り出そうとしたので、細川から下手人が差し出された事件が記されている。室町前期の新熊野社の勢力と位置とがよく窺える事件である。能には山伏の峰入り中の風習を描いた〈谷行〉があり、ワキに新熊野櫛の木坊の帥の阿闍梨が登場し、〈融〉〈田村〉〈熊野〉などの能では新熊野はもっぱら都の名所として点綴されているのも、当時の新熊野社の状況を伝えている。

さて、こうして後白河院の御願によって創建された新熊野社は、南北朝・室町初期にも朝廷の崇敬を受けていた。それを端的に示すのが延文元年(1363)の後光厳天皇による法性寺敷地の寄進である。それを伝える縦旨(新熊野神社文書)を次に掲げる。

法性寺敷地願藤朝事、(為)七月七日御供料□、永代所有御寄付當社也、殊抽無(所)之丹誠、可奉祈宝祚之長久之由、可□相触長床衆等□者、天氣所候也、仍執達如件、

延文元年九月十八日 左中弁(花押)

謹上 新熊野別当僧正御房

法性寺敷地寄進の代償として、宝祚の長久を祈るべく長床衆に触れよと新熊野別当に命じてあるが、この長床衆は本山派修驗を意味している(和歌森太郎『修驗道史研究』)。熊野修驗による祈禱を期待しての寄進であったことがわかる。また、年代不明だが、後光厳が次の後円融のものと思われる縦旨にも、次のように長床衆を宛所とした天下静謐のための祈禱命令がある(新熊野神社文書)。

可致天下静謐御祈禱者、依天氣執達如件、

正月廿七日 右少弁(花押)

新熊野長床衆中

なお、後円融天皇は応安六年(1343)の新熊野六月会に近衛道嗣の家司西洞院時盛の参向を請い、その実現を大いに喜こんでいる(『愚管記』七月五日)が、これも朝廷(北朝)と新熊野社との関わり(崇敬の深さ)を示す事例である。

将軍家との関わりでは、康安三年(1343)五月十七日の足利直義の新熊野参詣が時期的には早い事例である。『師守記』に「今夜左兵衛督源直義朝臣参詣新熊野、本山遷坐之間、参詣本山儀式也、自精進屋舎口東洞院歩行、委可尋記、武衛折鳥帽子・淨衣、役人折帽子・淨衣云々」とある。「委可尋記」とあるように、この時の盛大な参詣行列の記録が『師守記』に転載されている。神馬五疋を先頭に、小先達(新熊野社僧歎有)、先達(同大僧都宋玄)、直義、これに高師直以下の供奉人が続く「本山之儀式」であった。

また、康安元年(1341)九月二十三日には、将軍義詮が執事細川清氏に異志ありとして、後光嚴天皇を奉じて新熊野社に籠るという事件が起きている(『愚管記』他)。これは清氏と対立関係にあった佐々木高氏(道誉)の讒言によつて義詮が起した行動で、この時の清氏にはとくに叛意はなく、義詮方より優勢な兵力を擁しながら若狭に落ちて、京都での合戦は回避されている(清氏は翌年四国で討たれる)。義詮が新熊野に籠った理由は、『太平記』によると「京中の戦は小勢にて叶ふまし、要害に籠て防ぐべし」とあるが、義詮の行動はそうした戦術上の理由だけでなく、義詮の新熊野社に対する日頃の崇敬の結果でもあつたろう。この時遷幸あつた後光嚴天皇は前述したように五年前に法性寺敷地を新熊野社に寄進した天皇である。一大事にあたつて、公武ともに崇敬する新熊野社が籠城の場として選ばれたのであろう。

義満と新熊野社との関わりについては次項以下に譲るが、ここでは後白河院が寄進した二十八ヶ所の社領を義満が安堵した永徳二年(1332)の管領奉書(新熊野神社文書)を紹介して、義満時代における幕府の対新熊野政策の概要と

しておきたい。永徳二年は今熊野猿樂から七、八年後になる（左衛門佐は管領斯波義将）。

新熊野社領重書等事、容易難出庫藏之間、為當時之龜鏡、勤[?]往日之鳳章亭、爰以廿八所之土貢、可備十二社之祭礼云々、向後
帶此流案、可被准彼正文之状、依仰執達如件、

永徳二年十一月廿二日

左衛門佐源朝臣（花押）

なお、南北朝～室町初期の新熊野社で注意されるのは、南北朝期の同社別当に醍醐寺の僧が補任されている事実である。前述のように新熊野社は園城寺と緊密な関係にあり、検校職は園城寺僧が補任される習わしであった。事務統括責任者たる新熊野社の別当職も同様であり、室町期以降は聖護院の支配下にあつた勝仙院から出ていたが、南北朝の一時期に醍醐寺の僧が別当に補任されているのである。これは表章氏の指摘になるもので（前掲『觀世』論文）、『賢俊僧正日記』文和四年五月二十九日条に新熊野別当に醍醐無量寿院の賢季僧正が補任されたことが見えている。同記によれば、新別当賢季は翌月六月十四日新熊野社に拝社しているが、この折の先達は賢淳法印である。表氏はその名から賢淳も醍醐寺僧としておられるが、その通りであろう。前掲の延文元年の後光嚴天皇綸旨の宛所になつてゐる「新熊野別當僧正御房」はこの賢季と考えられるが、この時期の新熊野社が醍醐寺とも深いかかわりがあつたことは確実である。醍醐寺は早くから修驗道が盛んで、室町後期以降は当山派の拠点となるが、上述の事実は後代の本山派との勢力争いの先鋒をなす現象と言えようか。醍醐寺は六十五代座主だった三宝院賢俊（『賢俊僧正日記』の著者）が足利尊氏を献身的に支援したことから、室町幕府との間にきわめて親密な関係を持つに至つていった。表氏が新熊野社と醍醐寺の関係を指摘したのは、醍醐寺を介することによつて新熊野社が義満とつながつてく

今熊野猿楽の実現

るからにほかならない。観阿弥が京洛に名を挙げたのは醍醐寺における七日間の猿楽であった（座主は賢俊の次の光濟の時代で、光濟も義満の信任が厚かった）ことが示すように、観阿弥の飛躍も醍醐寺を足場としていたのであり、新熊野社と醍醐寺との関係は義満台覧の今熊野猿楽実現の背景を考える際の重要な側面なのである。そこで、ここでは新たに気づいた両者の関係を示す事例を紹介しておこう。それは南北朝期に新熊野社領たる播磨田中荘の領家職（預所）を醍醐三宝院が保持していた事実である。大日本史料所引『徳禅寺文書』によると、文和二年（一二五三）二月二十四日將軍（義詮）御教書や同四年十月七日管領奉書で、三宝院に同領家職が安堵されているし、同文書の延文二年六月十五日譲与状によると、この領家職は賢俊から賢宣に譲られている。延文二年の譲与状には「右当庄者、代々相伝知行無相違之地也」とあって、三宝院の領家職獲得がかなり古くからのものであることが知られる。賢季の別當補任もこうした関係を基盤に実現したものであろう。なお『五八代記』によると賢俊は新熊野の坊で入壇している。以上、簡略ながら、南北朝～室町初期における新熊野社の位置を朝廷、將軍家、醍醐寺との関わりから検討してみた。当時の新熊野社には義満が台覧した今熊野猿楽の場としての条件が一応整っていたことは明らかになったかと思う。

二、覚王院宋縁と義満

今熊野猿楽催行の前後に新熊野社別当を務め、將軍義満の厚い信任を得ていた人物に覚王院宋縁がいる。宋縁は歌人としての事績もある関係で中世和歌研究において少しく関心を持たれている人物で、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究—南北朝期—』（風間書房、昭和41年）に次のような言及がある（『和歌大辞典』（明治書院）にも立項されているが、勅撰

集に六首入集のことが付加されているほかは井上氏の指摘と同じ)。

宋縁は新熊野別当・覚王院僧正、当時何か非常に大きな勢威を持った僧らしい。前年十一月南都内部の勢力争いで光濟と共に一乗院に加担した為、數訴によつて備中に流されたが、それは形だけですぐ許されている。幕府の信任厚い僧で、雅縁は宋縁に寵愛され、引立てられ、その推挙で出仕、次いで義満に近仕するようになつたらしい。

この他にも、宋縁については伊藤敬氏「世阿弥三題」(『文学語学』80・81、昭和53)などに事績の紹介があるが、新たに見出した史(資)料も併せ、覚王院宋縁の事績を整理してみると、次のようになる。括弧内は当該資料中の宋縁の呼称(用字もそのまま)と典拠である。

(1) 延文4年(一一五九)
『新千載集』に一首入集(權大僧都宋縁)

(2) 延文4、5年頃
(一一六〇)
〔4月〕松田貞秀に父元妙の追善歌を勧める(僧正宋縁)「貞秀集」

(3) 貞治3、4年頃
(一一六八)
『一万首作者』に名を連ねる(法印宗縁)「一万首作者」

(4) 応安1年
(一一七二)
東寺灌頂院御影供の執事を務める(宋円僧正)「東寺長者補任」

(5) 応安2年
(一二〇四)
〔2月29日〕新熊野社別当に補任(宗縁)「新熊野別当次第」

(6) 応安3年
(一二〇五)
〔4月23日〕二条良基から山城教令院門跡・同坊領の寄進を受ける(覚王院宋縁僧正)「東寺百合文書」

東寺文書

(7) 応安3年
(一二〇五)
〔7月17日〕東寺西院領教令院敷地等の押妨停止され、下地が交付される(覚王院僧正)「東寺百合文書」

書

(8) 応安3年
(一二〇五)
〔10月5日〕新熊野社の坊に三宝院光濟・細川頼之・諸大名が參集する(權僧正宋縁)「後光嚴院御記」

(9) 応安3年
(一二〇五)
〔12月19日〕教令院門跡・同坊領が安堵される(覚王院僧正)「東寺百合文書」

今熊野猿楽の実現

- (10) 応安4年 (3月25日) 新熊野社領の下地知行につき綸旨を受ける(覚王院僧正)「新熊野神社文書」
- (11) 応安4年 (12月18日) 春日神木入洛し、衆徒から三宝院光濟とともに遠流要求が朝廷に出される(宋縁僧正)
〔吉田家日次記ほか〕
- (12) 応安5年 (7月3日) 幕府、光濟・宋縁の配流に難色を示す(宗縁僧正)「愚管記」
- (13) 応安5年 (11月) 新熊野社別当を辞す(宗縁)「新熊野別当次第」
- (14) 応安5年 (11月28日) 新熊野社六月会に出仕する(覚王院宋円僧正)「祇園執行日記」
- (15) 応安5年 (12月7日) 祇園社執行の來訪あるも体調悪く対面せず(覚王院僧正宋縁)「祇園執行日記」
- (16) 応安6年 (1月) 衆徒から光濟とともに京中経廻停止の要求が出る「愚管記ほか」
- (17) 応安6年 (10月5日) 久我長具から山城樋口町の地を預けられ、返状を認める(宋縁)「久我文書」
- (18) 応安7年 (11月5日) 備中への配流決定する「春日神木御入洛見聞略記」
- (19) 応安7年 (11月18日) 配所の備中へ下向(覚王院僧正)「春日神木御入洛見聞略記」
- (20) 応安7年 (12月28日) 幕府のとりなしで備中より帰洛(覚王院僧正)「春日神木御入洛見聞略記」
- (21) 永和1年 (一三七五) (1月17日) 光濟とともに召返しの宣下がある「愚管記ほか」
- (22) 永和1年 (2月) 東寺七祖御影を修補する「仏教大年表」
- (23) 永和1年 (8月) 光濟らと室町御所での和歌会始に出席する。この折、飛鳥井雅縁を義満に推挙か(僧正宋縁)
〔花営三代記〕
- (24) 永和4年 (9月16日) 新熊野別当に再任される(宗縁)「新熊野別当次第」

(2) 康暦1年 (5月) 新熊野別当を辞す(宗縁)「新熊野別当次第」
 薬師寺公義(元可)が來訪し詠歌(僧正宋縁)「公義集」

(3) 至徳1年 (一三八四) 『新後拾遺集』に一首入集(前僧正宋縁)
 康応1年 (一三八九) (5月7日) 新熊野社別當に再任されるも、7月28日に辞す(宗縁)「新熊野別当次第」

(4) 永享11年 (一四三九) 『新続古今集』に四首入集(僧正宋縁)

以上、没後と考えられる(2)を除き、ちょうど三十年にわたる事績となる(2は便宜的にこの位置に置いた)。「宗縁」「宋円」とする史料もあるが、勅撰集の表記を参照しても「宋縁」が正しいと認められる(大日本史料も「宋縁」を採る)。生沒年は依然不明だが、(2)の別当辞任が再任もないことから、沒年はこの年である可能性が高かろう。(2)や(4)が僧正なのに、(8)が権僧正なのは『後光嚴院御記』の錯誤であろう。以下では右の年譜に拠りつつ、宋縁と新熊野社および義満との関係を検討してゆくことにしよう。

さて、宋縁は(3)によると貞治三、四年頃にはすでに新熊野社の執行となっている。(3)の『一万首作者』は井上氏『中世歌壇史の研究—南北朝期—』に紹介された貞治頃詠進の一万首和歌(現存しない)の詠題・作者一覧であるが、列挙された二三人の歌人中に「新熊野執行法印宗縁」とある(井上氏はこの執行を別當と解されたが、これは執行のようである)。次いで応安二年二月に別當に補任され、応安五年十一月までその地位にあつた(5・13)。別當在任中には、二条良基から祈禱料所として教令院門跡等の寄進を受けたり(6)、後光嚴天皇の讓位に伴う皇位継承問題の談合のために新熊野社の宋縁の坊に管領細川頼之、三宝院光濟、諸大名等が參集したりしている(8、伊藤敬氏の御指摘)。井上氏は「當時何か非常に大きな勢威を持った僧らしい」と指摘するが、この頃の宋縁はすでに政教両界にわたる大物であ

つたようである(宋縁の大物ぶりは年譜の随所に窺えるところ)。後に詳述する南都訴訟が勃発して、衆徒から配流要求が出るのも別当在任中のことである(11)。応安五年に別当を辞したのも、この南都訴訟が原因である可能性が高い。別当を辞した十一月に新熊野社六月会に出仕している(14)が、これが別当としての出仕なのか、辞任後の出仕なのかは微妙である(後者か)。以後は南都訴訟に関わる事績が多いが、永和元年・康暦元年と康応元年五月・七月にも新熊野別当を務めている。以上が新熊野社に関わる宋縁の事績であるが、その一方で、東寺との関わりを示す史料も少なくない(4・6・7・9・22)。これらは宋縁を新熊野僧とすることをためらわせる現象のように見えるが、宋縁が新熊野僧であることを明示する徵証が(4)にある。すなわち、宋縁は応安元年に東寺灌頂院御影供の執事(これは年々の巡役)を務めているが、それを伝える『東寺長者補任』は宋縁に「山臥也」と注している(橋本初子氏)「中世寺家の意見状について』⁴²、昭和62年9月)。南北朝期の東寺と新熊野社はかなりの交流があり、宋縁以前にも新熊野僧の良宋、宋弁が同御影供の執事を務めているが、『東宝記』によれば良宋、宋弁は「三井門人」とされているという(橋本氏稿)。これによれば、宋縁も園城寺僧ということになる。前述のように、新熊野社は創建以来園城寺の支配下にあったから、これは当然の帰結である。康安三年の足利直義の新熊野社参詣の先達は宋玄大僧都であった。宋縁は宋玄・良宋・宋弁といった僧の法灯に連なる僧だったと考えられる。今熊野猿楽が催された応安七年あるいは永和元年には、宋縁は別当でこそなかつたが、その頃も新熊野社の長老的存在であったことは確実である。

さて、このように今熊野猿楽をはさんで三十年近くも執行あるいは別当として新熊野に止住していた(と考えられる)覚王院僧正宋縁は、井上氏が指摘するごとく、將軍義満の厚い信任を得ていた人物であった。それを端的に示

しているのが、南都訴訟に際して、幕府の示した姿勢である。南都訴訟とは、応安四年十二月から応安七年十二月までのまる三年間、興福寺の内部抗争が原因で興福寺衆徒が一乗院・大乗院両門跡の流刑をはじめとする数十ヶ条の要求を掲げて、春日神木を奉じ入洛した事件である。ことの起りは大乗院門跡の相続問題がこじれて一乗院門跡と不和となつたが、かねて両門主の悪行濫行に批判的だった衆徒の怒りが爆発し、両門跡に押し寄せ堂舎を焼き払つた。大乗院教信と一乗院実玄の両門主は京都に逃げ上り、衆徒は神木動座の挙に出で入洛し、両門主の配流を朝廷に要求した。この時、両門主の処罪とともに衆徒が要求したのが三宝院光濟と覚王院宋縁の遠流であった。「光濟・宋縁両僧正耽一乗院之賄賂、奉掠公家・武家之故」というのがその理由で、両門主と同罪であるから神敵寺敵として速やかに「遠嶋不返之流刑」に処すべしという強硬な要求であった(11)。これに対して、朝廷は教信・実玄両門主については翌応安五年一月に早々と配流の宣下をしたが、光濟・宋縁についてはなかなか衆徒の要求に応じなかつた。それは幕府が配流に同意しなかつたためで、(12)の『愚管記』(応安五年)に「伝聞、光濟・宗縁両僧正配流事、難義之由、武家問答事切了云々」とある。『愚管記』はさらに、このため衆徒がいよいよ硬化し、神木帰座がいつになるかわからなくなつたとの伝聞を記したあと、「珍事也々々々、驚歎之外無也」と書きつけているが、これには幕府の姿勢に対する批判のニュアンスも感じられる。結局、(13)の応安七年に至つてようやく両僧都の配流が決定し、宋縁は同月十七日に備中(新熊野社領があつた)に(19)、光濟は二十一日に播磨に下向する。この結果、まる三ヶ年在京していた春日神木は同年十二月十七日に帰座するのだが、このように解決が長びいたのは、ほかでもない光濟・宋縁両僧正の処分が延び延びになつたためであつた(『春日神木御入洛見聞略記』にそう明言される)。

かくして、宋縁に対する幕府の庇護は明瞭だが、配流後の処置にはその姿勢がさらに顕著である。すなわち、光

今熊野猿楽の実現

濟は翌月十二月二十五日に、宋縁は同二十八日に帰洛しているのである(20)。いずれも幕府のとりなしで、天皇の「内々の仰」があったことによる(『春日神木御入洛見聞略記』)。そして、年が明け永和元年早々には幕府の執奏により両僧正帰洛の宣下があった(21)。両僧正に対する処分がいかに形式的なものであったかがわかる。さらに(22)では『新後拾遺集』撰進に備えて御所で催された和歌会始に作者として宋縁・光濟両僧正も加わっている。出題・読師は『新後拾遺集』の撰者を拝命した為遠で、作者は両僧正の他に義満、管領細川頼之など十五人。完全復帰と言つてよいであろう。こうして宋縁は三年間の南都訴訟の騒動の中で、一貫して醍醐三宝院の光濟と並んで衆徒の追及を受け、幕府から庇護されたのである。光濟は賢俊の跡を襲つた三宝院主であるから幕府の庇護は当然だが、宋縁はその光濟と同等の厚遇を幕府から受けているのである。宋縁に対する義満の信任は明らかであろう。今熊野猿楽はこの覚王院宋縁が初度の新熊野別当を辞して二、三年後の催しなのである。

なお、宋縁と交流のあった人物として、後に十三歳の世阿弥に藤若の名を与えた二条良基がいるのも興味深いが、(23)の『公義集』から知られる薬師寺公義(元可)との交流も注目される。両者の交流を伝える『公義集』の詞書と歌は次の通りである。

僧正宋縁かもとにて歌よみ侍し時、寄神祝

君をまもる神をあかむる契のみ絶すや代々に結ふはや玉

代々絶ぬ手向ともなれ神垣のちりよりなれる大和ことの葉

元可は永和頃には「當時地下歌仙」(『愚管記』)と評された武士出身の歌人であるが、この元可は文和二年頃に祇園で催された勧進田楽の演目たる「四頭八足と云ふ鬼の能」(高師直をめぐる幽靈能らしい)に、「月は見ん月には見

えじとぞおもふ憂世にめぐる影もはづかし」の自詠がとりこまれ、その歌が名歌の評価を得たというエピソードの持主なのである（『落書露顕』）。しかも、その歌を田楽能の中で謡わせたのは元可自身の可能性もあり、元可是田樂とも交流のあった人物らしい（松岡心平氏「丁俊一子伝」にみる薬師寺公義『鏡仙』²⁷、昭和57年4月）。④が伝える元可の来坊は文和以後の可能性が高いが、こうした元可との交流においては、当然文和の田楽能も話題にのぼったことであろう。元可との交流は、宋縁と芸能方面との接触を示す事例としてすこぶる興味深いものがある。

三、新熊野六月会と義満

新熊野社六月会で佐々木道誉らが猿樂見物をしていることから、六月会が今熊野猿樂催行の場として有力視される根拠となつたのは『賢俊僧正日記』文和四年六月の次の二連の記事である。

十五日、天晴、罷向今熊野、社務出仕如昨日、但略先立、予入夜密於長床驗クラへ延年等見物之、社務坊栗木坊予寄宿了、
十六日、^{天晴}、社務出仕如昨日、予猶逗留、

十七日、猿樂有之、田樂昨日不參之間、別召之、社務棧敷予見物、佐々木両判官入道霜台各來臨之、馬一疋^{月毛}置予分引之、社務僧正馬一疋月毛同引之、見物以後即罷歸了、車也、長寿同乘車、

明記されていないが、十五日が六月会であることは他の資料から疑いがない。表章氏はこの十五日から猿樂が演じられた十七日までを六月会にかかる一連の記事とみなされたのであるが、その通りであろう。十六日には「社務出仕如昨日」とあり、この日も引き続き六月会が行われていたことが明らかである。この日に参勤するはずの田樂が十七日に召され、猿樂には別当（社務）から馬一頭が引き物として与えられているのだが、右は明らかに一連の

記事と認められよう。

この新熊野社六月会は、早く建久三年(二七)の後鳥羽院下文(新熊野神社文書)に見えているから、創建以来の神事であったことは確実で、新熊野社においては最も主要な神事だったものようである。同社の神事で室町期以前の史料に見えるのは管見では六月会だけであるし、後述のように六月会は朝廷や幕府がかなり重んじていたこと(既述の新熊野社と朝廷や幕府との関係から当然のことでもある)から、そのように考えてよいと思われる。新熊野社同様に後白河の勅請になる熊野若王子社にも六月会があつたことが明徳三年の義満御教書(若王子神社文書)から知られるが、そこには「六月会等神事」とあって、性格のよく似た若王子社でも六月会が最も主要な神事であつたらしい。そして、新熊野社や若王子社の六月会は修験の峰入りにかかる神事だったと考えられる。右の『賢俊僧正日記』の十五日条に「六月会等神事」とあるが、この條は修験者が峰入りで身につけた驗力を競う行事で、室町時代には吉野藏王堂蓮華会などでも行っていたものである(山路興造氏「修験の延年」『仏教民俗学大系』など)。現在の藏王堂蓮華会における「蛙飛び」や鞍馬寺の「竹切り会」などはかつての驗較べの名残りだというが、この驗較べの存在から、新熊野社の六月会も藏王堂蓮華会などと同性格の神事だったと考えられるのである。峰入りは修験道の重要な修業で、それに関わる六月会が熊野修験の拠点たる新熊野社の主要神事だったのは当然のことと言えよう。

このような性格を有するのが新熊野社の六月会であるが、その執行状況を伝える資料はそう多くはない。右の文和四年が最も早い記録で、これ以降には『師守記』に康永四年(6月15日、催行)、貞和三年(6月15日、催行)、貞和五年(6月15日、催行)、貞治三年(6月15日、延引)と、ある程度連続した記事があり、『延文四年記』にも六月十八日に始行

の記事がある。ほとんどが催行あるいは延引の事実を記しただけの簡略な記述だが、貞和五年の『師守記』に田楽が略されたこと、および大蔵卿・雅仲卿が替牛を借用して六月会に参向したことが記されているのは、その実態を伝える資料として注目される。これ以後には『祇園執行日記』応安五年、『愚管記』応安六年、『兼宣公記』嘉慶二年に記事があり、以上が管見に入った六月会の記録のすべてである。南北朝期に集中しているのは、この時期を中心調査した関係もあるが、この頃までが同会の盛期であったことを反映してもらいるのである。

さて、この六月会と義満との関わりであるが、それを窺わせるほとんど唯一の資料が次の『祇園執行日記』応安五年十一月二十八日の記事である。

一、今熊野六月会有之、(縁)覚王院宗円僧正出仕、南都訴訟雖未落居、為武家管領計被召出云々、

折しも、南都訴訟のさなかで、宋縁は衆徒から遠流要求が出されている時であった。十一月二十八日という時期の催行もその影響であろうか。この六月会には当事者である宋縁が（別当としてかどうかは不明だが）出仕している。「為武家管領計被召出」は、「武家として管領ばかり召出さる」か、「武家、管領の計らいとして召出さる」かで迷うが、後者であろうか。前に「南都訴訟いまだ落居せずと雖も」とあり、いずれを探るにしても幕府（義満）の六月会に対する並々ならぬ姿勢には變りはないのだが、後者とすれば、この時の六月会には本来なら南都訴訟ゆえ当事者たる宋縁の出仕などは考えられなかつたところ、管領（願之）の計らいによつて武家（幕府あるいは義満）があえて召出した、ということになる。『祇園執行日記』がわざわざ「覚王院宗円僧正出仕」と書きつけたのも、南都から配流要求が出ている宋縁の出仕に驚嘆したためと解される。ここには幕府（義満）と宋縁・六月会との緊密な関係がよく示されているが、幕府がこうした無理をしてまで宋縁を六月会に出仕させたのは、六月会における宋縁の祈祷を期待し

てのことではないかと推測される。この十日後、祇園の執行が宋縁のもとを訪れた際(宋縁は体調悪く代理の僧が面会)、「管領卷数」(祈禱の卷数)が話題になつてゐる(『祇園執行日記』12月8日)が、これは宋縁の六月会出仕と関連がありそうである(大日本史料はこの二つの記事を同一綱文下に掲出)。ともあれ、当時の六月会は義満がいつ参向しても不思議ではない状況にあつたと言えるだろう。

また、幕府ばかりではなく、朝廷も六月会には関心を持っていた。前にも少しふれたが、『愚管記』応安六年七月四日条には「藤原忠光藤中納言送状云、新熊野六月会、時盛令参向之様、別而可仰舍之由、被仰下之趣也、即召仰時盛之處、申領状之間、此由申遣藤中納言畢」と、後円融天皇が翌日の六月会に近衛道嗣家司時盛の参向を特に要請されたことが記され、翌五日条には「藤中納言又送状云、時盛参向事無相違之条、殊被喜思食云々、有女房奉書、籠状送之、種々有叡感者也」とあって、時盛参向に叡感甚しかったことが記されている。前掲の延文元年後光嚴天皇綸旨や同時代の綸旨が新熊野社に祈禱を期待していたように、時盛の参向も六月会での祈禱が目的だったのではないかと思われる。当時の六月会は公武ともにこれを重視していたことは明らかであろう。

さて、応安五年には宋縁も出仕していた六月会だが、これ以後、南都訴訟が解決する応安七年までの二年間は、宋縁をめぐつて六月会および新熊野社はさらに南都訴訟の影響を強く蒙つたようである。

応安六年一月、興福寺衆徒は改めて数ヶ条からなる事書ことぶきを北朝に奉るが、その要求の中には宋縁・光濟両僧正の京中経廻停止と所職改替が含まれていた。両僧正に対するこの要求は、本来の遠流要求への追加ではなく、遠流要求に代えて衆徒が譲歩した結果の要求である形跡もあるが、それはともかく、京中経廻停止の要求は応安四年末の神木入洛以後、遠流要求の出ていた両僧正に謹慎の気配がなかつたことを示唆している。両僧正の遠流要求に幕府

が難色を示したのは応安五年七月のことであり、そうした庇護のもと両僧正は日常の生活や職務にあまり拘束を受けていなかつたことが想像される。宋縁の応安五年の六月会出仕などはまさしくそのよき例であろう。衆徒の要求に所職改替が含まれているのも、宋縁の六月会出仕が理由となつてゐるのかも知れない。この時の要求は二条良基の仲介によつて朝廷も幕府も諒承し、問題は解決しかかつたが、南都の評議が一決せず、結局、この時は神木帰座は実現していない(『愚管記』応安六年十一月二十七日条裏書「興福寺学僧衆徒群議曰」など)。しかし、この時の光濟・宋縁に対する京中経廻停止や所職改替の要求を北朝や幕府がいつたんは諒承していたことを考へると、さしもの両者も、以後は謹慎を余儀なくされたことが想像され、宋縁も応安五年のように六月会に出仕することなど思いも及ばぬ状況になつていていたことが推測される。応安六年の六月会に後円融天皇が特に道嗣の家司時盛に参向を要請したのも、応安六年一月の事書以後は、とりわけ宋縁が止住している新熊野社の神事には上卿派遣といった公的な措置が憚られる状況にあつたがための苦肉の策ではなかつたろうか。神木入洛直後の応安四年十二月に、大礼の申沙汰や八幡遷宮の奏伝をしたとの理由で、上卿が放氏(藤原氏からの追放)の処分を衆徒から受けていることも参考される。こうした経緯の後、応安七年十一月五日に宋縁・光濟の配流が決定するのだが、応安六年一月の事書奏上以後の二年間は、宋縁をめぐつて、新熊野社や六月会は南都の厳しい監視下にあつたことが想像されるのである(応安七年の執行の実否は不明)。

ところで、応安六年から七年にわたる宋縁、六月会、新熊野社をめぐる以上の状況は、応安七年か翌永和元年まで揺れている今熊野猿楽催行の年をめぐる問題ともいさざか関連をもつてくる。もつとも、これはあくまでも新熊野社が今熊野猿楽の場であるという前提に立つてのことであるが(その蓋然性は常識的にも高いが)、義滿台覽の今熊

野猿楽が、六月会であれ、その他の機会であれ、宋縁問題で揺れる南都訴訟下における応安七年の新熊野社で催される可能性はきわめて低いということになるのではなかろうか。今熊野猿楽と同じく世阿弥十二歳の年の出来事である春日若宮祭における喜阿弥体験(その至芸に感動)については、表章氏によつて南都訴訟の影響の刻明な調査から永和元年であろうことがすでに論証されている(『世阿弥生誕は貞治三年か』『能楽史新考(2)』所収)。それに従えば、同じ十二歳の年の出来事たる今熊野猿楽も永和元年のこととなるが、以上みたごとく今熊野猿楽の側からもその催行が応安七年ではなく、永和元年である徵証が認められるわけである。もとより今熊野猿楽や若宮祭での喜阿弥体験の年の考定は世阿弥の生年と一体の問題で、それは『良基消息詞』や『不知記』等の世阿弥伝記資料を総合して考察されなければならないが、以上のような新熊野社をめぐる状況をふまえると、表章氏の説くごとく、十二歳が世阿弥の記憶ちがいでないかぎりは、永和元年が世阿弥十二歳、貞治三年が世阿弥の生年の可能性が高くなるのではないかだろうか。

なお、六月会を今熊野猿楽の場と考える場合に最も問題になる六月会の芸能の実態はあまり明らかではない。文和四年の『賢俊僧正日記』には猿楽と田楽が演じられているが、この両者が常に六月会に参勤していたわけではないようである。『師守記』貞和五年には「今日今熊野六月会如例云々、田楽令略云々」とあるから、少なくとも田楽は恒常的に参勤していたと考えられる。しかし、猿楽については文和四年の記事が唯一の資料で、実情が把握できない。文和四年の四月十八日には醍醐寺清瀧宮の祭礼に大和猿楽が参勤して、賢俊はこれを見物している(『賢俊僧正日記』)。時期も近接しているし、六月会参勤も同じ大和猿楽であつた可能性も高い。たまたま大和猿楽が上京中であつたために実現したのが同年の六月会の猿楽であつたのかも知れない。六月会の芸能は田楽が主体で、猿楽参勤

は恒例のものではなかつたのではないだろうか。

むすび

以上、新熊野社の位置、別当覚王院宋縁、新熊野六月会の三方向から、今熊野猿楽の場が新熊野社の六月会である可能性を模索してみた。決定的資料はなく、あくまでも状況証拠を重ねた仮説であるが、將軍台覽の事実からは考察の出発点たる『申楽談儀』の“今熊野の能”の“今熊野”が新熊野社である確率が高く、新熊野社ならその場は同社の主要神事たる六月会の確率が高いことは証し得たのではないかと思う。なお、この他の可能性、たとえば勧進猿楽の可能性については、今熊野猿楽のことが当時の記録にまったく見えないことが、間接的ながら否定材料になるかと考える。つまり、勧進猿楽であれば、その公開性からも將軍の見物（しかも最初の）についての記録が少しは残っているのが自然だと思うからである。かれこれ、今熊野猿楽は醍醐寺での七日間の猿楽で名をあげた観・世父子の能を義満に見せるべく、義満と親近の関係にあつた宋縁のいる新熊野社（とくに六月会）がふさわしい場として選ばれたと考えておきたい。

〔付記〕

本稿は芸能史研究会例会（昭和63年7月）の発表に出発し、そこで気がついた覚王院宋縁についての調査をも加えて新たに中世文学会秋季大会（昭和63年10月、武庫川女子大学）で発表した結果になつたものである。それぞれの発表時に貴重な助言を賜つた各位に感謝申しあげる。また、大石雅章氏（本学日本思想史講座）には不慣れな文書の解読や有益な参考文献につき種々懇切な教示を賜つたことを特に記しておきたい。